

(中小企業融資規程別表) (第5条関係)

資金名	貸付対象者	資金 使途	貸付限度		貸付利率	貸付期間・据置期間				返済方法	担保	保証人	その他	
			設備資金	運転資金		設備資金		運転資金						
						貸付	据置	貸付	据置					
中小企業振興資金 県施策の方向性に合致した認証等を取得した者(しあわせ信州創造枠)は、一般枠又は短期継続融資枠の貸付利率を0.2%引下げ	経営の安定又は合理化のために資金を必要とする者(一般枠)	設備資金 運転資金	1億円	5,000万円	年2.10% ただし、貸付期間が1年以内のものは年1.80%	10年以内	1年以内	7年以内 ただし、借換については、10年以内	6月以内 ただし、借換については、1年以内	金融機関の定めるところによる	必要に応じて徴する	原則として 法人代表者以外不要	保証貸付	
	恒常的に必要となる運転資金を継続して調達しようとする者(短期継続融資枠)	運転資金	—	3,000万円	年1.80%	—	—	1年以内	—	一括返済	必要に応じて徴する	原則として 法人代表者以外不要	保証貸付	
	創業関連保証を利用する者(創業枠)	設備資金 運転資金	設備資金及び運転資金の合計で3,500万円(信州創生推進資金(創業支援向け及びIT産業向け)との合計で5,500万円)	—	—	年1.10%	10年以内	1年以内	7年以内	1年以内	分割返済	徴しない	原則として 法人代表者以外不要	保証貸付
小規模企業発展資金	小口零細企業保証を利用する小規模企業者であり、成長・発展のために資金を必要とする者	設備資金 運転資金	設備資金及び運転資金の合計で2,000万円 (既存の信用保証協会の保証付き融資残高との合計で2,000万円の範囲内)		年1.90%	10年以内	1月以内	7年以内 ただし、借換については、7年以内	6月以内 ただし、借換については、1年以内	分割返済	原則として 徴しない	原則として 法人代表者以外不要	保証貸付	
経営健全化 支援資金	経営安定対策	次のいずれかに該当する者 1 信用保険法第2条第5項第5号、第7号又は第8号に該当する認定企業 2 経済の変動等に伴い、事業活動に支障を生じている者 3 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、貸付対象者1又は2のいずれかに該当する者	設備資金 運転資金	経営安定対策と特別経営安定対策の合計で6,000万円	経営安定対策と特別経営安定対策の合計で8,000万円	年1.90%	10年以内	1年以内	7年以内 ただし、借換については、10年以内	1年以内 ただし、借換については、2年以内	分割返済	必要に応じて徴する	原則として 法人代表者以外不要	保証貸付
	特別経営安定対策	次のいずれかに該当する者 1 信用保険法第2条第5項各号(第5号、第7号及び第8号を除く。)のいずれかに該当する認定企業 2 取引先企業の倒産による関連倒産の防止のための資金を必要とする者 3 東日本大震災等の影響により事業活動に支障を生じている者で、東日本大震災復興緊急保証を利用する者又は危機関連保証に該当する認定企業 4 経済の変動等に伴い、事業活動に著しい支障を生じている者 5 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、貸付対象者1、2又は4のいずれかに該当する者	設備資金 運転資金	—	—	年1.60% ただし、貸付対象者3については年1.30%	10年以内	1年以内	7年以内 ただし、借換については、10年以内	1年以内 ただし、借換については、2年以内	分割返済	必要に応じて徴する	原則として 法人代表者以外不要	保証貸付
	防災・安全対策	次のいずれかに該当する者 1 事業用建築物の耐震補強、機械等の転倒防止を図ろうとする者 2 宿泊施設の防火安全対策を講じようとする者 3 地下タンクの流出事故防止対策を講じようとする者 4 事業継続計画(BCP)の策定又は事業継続計画に基づく対策を講じようとする者	設備資金 運転資金	1億5,000万円	3,000万円	年1.90%	10年以内 ただし、土地・建物等については、15年以内	2年以内	7年以内	1年以内	分割返済	必要に応じて徴する	原則として 法人代表者以外不要	保証貸付
	災害対策	暴風、洪水、地震その他異常な現象により生ずる災害により被災し、市町村長等のり災証明書等(災害によって被害を受けた事実を証するものとして発行されたもの)を受けた者	設備資金 運転資金	6,000万円	8,000万円	年1.10%	10年以内 ただし、土地・建物等については、15年以内	2年以内	7年以内	2年以内	分割返済	必要に応じて徴する	原則として 法人代表者以外不要	保証貸付
	新型コロナウィルス対策	次のいずれかに該当する者 1 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、事業活動に支障を生じている者 2 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、信用保険法第2条第5項第4号に該当する認定企業 3 <u>上記1又は2のいずれかに該当し、かつ物価高騰等の影響を受け、事業活動に支障を生じている者</u>	設備資金 運転資金	<u>貸付対象者1又は2については、6,000万円</u> <u>貸付対象者3については、9,000万円</u>	<u>貸付対象者1又は2については、8,000万円</u> <u>貸付対象者3については、1億2,000万円</u>	年0.80%	10年以内	2年以内	7年以内	2年以内	分割返済	必要に応じて徴する	原則として 法人代表者以外不要	保証貸付

生 推 進 資 金	企業立地向け	次のいずれかに該当する者 1 工業団地に工場等の新設又は移転等を行おうとする者 2 工業団地内の工場等に新たに1千万円以上の設備導入を行おうとする者 3 県外にある本社機能の県内への移転を行おうとする者	設備 資金 運転 資金	貸付対象者1については、 3億円 貸付対象者2又は3については、1億5,000万円	貸付対象者2又は3については、3,000万円	年1.40%	貸付対象者1については、15年以内 貸付対象者2については、10年以内 貸付対象者3については、10年以内 ただし、土地・建物等については、15年以内	貸付対象者1については、3年以内 貸付対象者2又は3については、2年以内	貸付対象者2又は3については、7年以内	貸付対象者2又は3については、1年以内	分割返済	必要に応じて徴する	原則として法人代表者以外不要 なお、保証貸付けでない場合は、金融機関の定めによる	原則として保証貸付け
	ゼロカーボン・次世代産業向け	別に定める分野に対し、これから事業転換又は新規参入を図る者及び事業転換又は新規参入後間もない者	設備 資金 運転 資金	1億円 ただし、別に定めるものについては、1億5,000万円	3,000万円 ただし、別に定めるものについては、5,000万円	年1.40%	10年以内 ただし、土地・建物等については、15年以内 また、別に定めるものについては、15年以内 ただし、土地・建物等については、18年以内	2年以内 ただし、別に定めるものについては、5年以内	7年以内 ただし、別に定めるものについては、12年以内	1年以内 ただし、別に定めるものについては、5年以内	分割返済	必要に応じて徴する	原則として法人代表者以外不要	保証貸付け
	海外展開向け	海外へ事業展開を図ろうとする者	設備 資金 運転 資金	1億円	3,000万円	年1.90%	10年以内 ただし、土地・建物等については、15年以内	1年以内	7年以内	1年以内	分割返済	必要に応じて徴する	原則として法人代表者以外不要	保証貸付け
	経営改善サポート資金	経営サポート会議等による検討に基づき作成又は決定された事業再生の計画等の実施をする者で、事業再生計画実施関連保証を利用する者	設備 資金 運転 資金	設備資金及び運転資金の合計で1億5,000万円	設備資金及び運転資金の合計で1億5,000万円	年1.60%	15年以内	1年以内	15年以内	1年以内	分割返済	必要に応じて徴する	原則として法人代表者以外不要	保証貸付け